

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰による影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し、生活支援のための特別給付金を児童1人当たり5万円支給します。

- 申請対象** 平成17年4月2日～令和6年2月29日の間に生まれた児童を監護し、以下のいずれかに該当するかた
- ・令和5年度住民税(均等割)が非課税のかた
  - ・令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた
- 申請方法** 指定の申請書に記入し、本人確認書類を添付のうえご提出ください。様式は、町ホームページまたは窓口で取得できます。
- 期 限** 令和6年2月29日(木)

※令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者は申請不要です。対象者には、町から通知書を8月上旬に送付します。

**問合せ** 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288

## 国民年金保険料の免除制度

### 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは申請し、承認されると保険料が免除されます。

#### ○免除

保険料の全額または一部が免除されます。本人、配偶者、世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

#### ○納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

#### ○申請

過去2年1か月前の分まで遡って申請できます。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232



### 【一緒に食事に行きましょう】

手のひらを上に向けた左手から、伸ばした右手人差し指と中指を口元に運びます。

両手の人差し指を前に向け、左右から引き寄せて中央で合わせます。

指を合わせたままの両手を前に出します。



動画はこちら



協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会